

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和4年6月30日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 東京都文京区本駒込三丁目18番22号 氏 名 東京都立駒込病院 院長 神澤 輝実 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3823-2101</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	東京都立駒込病院
事業場の所在地	東京都文京区本駒込三丁目18番22号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療・福祉・病院
②事業の規模	801床
③従業員数	2,200人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→収集運搬→中間処理施設にて焼却→最終処分場にて、埋立て

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙「都立駒込病院廃棄物管理組織図」のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	135.72 t	- t
	(これまでに実施した取組) 別表「廃棄物分別表」に基づき、感染性廃棄物、一般廃棄物との分別を徹底し、排出量の抑制を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	135.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底を行い、排出量の抑制を行う。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物分別に関する院内周知を行い、適切な廃棄物処理を行う。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利物と固形物分別に関する院内周知を行い、適切な廃棄物処理を行う。		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
排 出 量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	t	-	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	135.72 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	135.72 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 4

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	135.00 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	135.00 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	135.72 t	
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類		-		
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

がん・感染症センター都立駒込病院 廃棄物分別表

種類	感染性廃棄物		一般廃棄物															
	感染性産業廃棄物容器 (イエローハザード)	感染性一般廃棄物容器 (オレンジハザード)																
廃棄容器			<ul style="list-style-type: none"> ①燃えるごみ(患者が使用したマスクは可燃ごみでも可) ②紙ごみ ③生ごみ 															
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ①注射針・メス・血液等付着したガラス・アンプル等の鋭利なもの ②ビニールやダンボールを貫通する恐れのあるもの ③感染性のあるもの ※凍結したものはいれず(凍結防止) 	<ul style="list-style-type: none"> ①細菌・血液等が付着した脱脂綿・ガーゼ等の鋭利ではないもの ②ビニールや容器を貫通する恐れのないもの ③防護用具等 	<ul style="list-style-type: none"> ④燃えないごみ ⑤食菓くず、プラスチック類、ビニール類 ⑥ガラス類(危険がないように明記) <p>※尿・体液・分泌物が付着しているものは感染性廃棄物とする</p>															
品目名 (代表例)	<p>注射針・針・輸液ラインなど</p> <p>バイアル類 アンプル類 三方活栓</p> <p>ディスク吸引パック(消毒済) ドレーン類のハードパック 綿棒</p> <p>人工鼻・フィルター 検体容器 検体容器</p> <p>携帯用針廃棄容器 輸血・血液製剤</p>	<p>手袋 マスク エプロン・ガウン 履鞋</p> <p>カテーテルチューブ類 尿カテーテル類のソフトバック 血液・体液が付着した脱脂綿・ガーゼ・敷布シート</p> <p>グリセリン液漏 検尿カップ</p> <p>●尿がついた紙おむつ ●血液がついた紙おむつ ●排便後の紙おむつ ※ビニール袋に密封して廃棄</p> <p>分泌物で汚染した脱脂綿・マスクや呼吸器部品など</p> <p>シムレジャーに付けないもの ・ネームハンカ ・検体ラベル ・産廃ラベル ・ラベル(名前)シール など</p> <p>●尿がついた紙おむつ ●血液がついた紙おむつ ●排便後の紙おむつ ※ビニール袋に密封して廃棄</p>	<p>針のキャップ 経管栄養セット</p> <p>お弁当の容器</p> <p>白濁パックは、名前ラベルを貼ります。あるいは名前を消し、個人情報は付かないように廃棄する</p>															
	紙おむつ	<p>●感染症患者でない尿のみのオムツ ※ビニール袋に入れて廃棄する</p>																
注意事項	<p>清潔な位置(台から1m以上)離し、一般廃棄物と混ぜて設置しない。</p> <p>感染性産業廃棄物容器の内容量が9割で交換する。</p> <p>感染性産業廃棄物容器の中に手を入れたり、押しつぶさない。</p> <p>未使用と使用済みの感染性産業廃棄物は同じ場所に置いて置かない。</p> <p>輸液作成用の針廃棄容器には患者に使用したものは入れない。</p>		<p>可燃ごみ</p> <p>紙ごみ</p> <p>生ごみ</p>															
	<p>清潔な位置(台から1m以上)離し、一般廃棄物と混ぜて設置しない。</p> <p>感染性産業廃棄物容器の内容量が9割で新しい容器に交換する。</p> <p>感染性産業廃棄物容器の中に手を入れたり、押しつぶさない。</p> <p>経血の止血に使用したアルコール綿(血液がしたり落ちないもの)は可燃ごみへ廃棄してもよい。</p>		<p>紙おむつ</p> <p>●感染症患者でない尿のみのオムツ ※ビニール袋に入れて廃棄する</p> <p>その他の一般廃棄物・リサイクル</p> <table border="1"> <tr> <td>びん</td> <td>かん</td> <td>ペットボトル</td> <td>新聞・雑誌</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンボール</td> <td>乾電池</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	びん	かん	ペットボトル	新聞・雑誌					ダンボール	乾電池					
びん	かん	ペットボトル	新聞・雑誌															
ダンボール	乾電池																	

都立駒込病院廃棄物管理組織図

